

協 議 事 項

(協議事項)

平成29年度島田市の教育方針について

平成29年度島田市の教育方針について、次のとおり協議します。

平成29年度 島田市の教育方針案

最近の日本社会は、少子高齢化・人口減少による労働人口の減少、アベノミクスやトランプアメリカ新大統領の先行き不透明感などによって、明るい未来を想像しにくい状況にある。また、人工知能(AI)・ロボットの急速な発展に伴い、産業構造の変革が起きようとしている。

島田市では、人口減少とともに主要産業である茶産業の振興や中心市街地の活性化が課題になっているものの、豊かな自然や歴史的な文化が息づき、富士山静岡空港や新東名高速道路などの交通結節点として、今後の発展が期待されている。また、平和都市宣言や市民憲章の制定、ゆめ・みらい百人会議の立ち上げなど、市民の意見を大切にすると共に、行政依存ではなく市民自らが企画したり、行動したりする姿勢を大切に市の今後の進む道を示している。

教育界においては、新学習指導要領への対応、子どもの貧困問題やニート・引きこもり、いじめへの対応も喫緊の課題となっている。

島田市教育委員会では、二年連続の公民館表彰を受けるなど、市民の積極的な活動が形となり、総合教育会議を実施する中で、市民総がかりで進める教育の方針を示した教育大綱を制定している。また、『島田市小学校及び中学校のあり方検討委員会』から、今後の島田市が進むべき道しるべとなる提言を受けている。

平成29年度は、市民に信頼される教育推進のために、豊かな心を育むことを核とし、学校教育の充実とともに、島田市に活気を取り戻すために、島田市への愛着を増す取り組みや地域力の活用による幅広い年齢層の学習及び障害を持つ市民の学習を推進する。また、施設の老朽化への対応にも道筋をつけていく。

学校教育

○ 学校教育における基本的な考え

現在、子供たちは、ゲームやインターネットによるバーチャル世界の広がりによる実体験の不足やコミュニケーション力の不足等の問題に直面している。また、無秩序なメディアは氾濫しているが、情緒や自然を味わうことは少なくなっている。

平成28年度の全国学力学習状況調査における学力は、ほぼ全国と同様な結果が得られたものの、根拠を明確にした説明する力に課題も見られた。また、人に役立つ活動も広がりを見せ、生徒指導的にも全体的には安定感が増している。しかし、支援を要する児童生徒や小学校低学年の問題行動の増加が心配され、いじめ問題やネット問題も多くはないが散発している。

こうした状況を見る時、信頼される学校を作り上げるために、子供の安全安心を第一にする中で、豊かな心とともに、確かな学力を育てていかなければ

らない。かけがえのない自他を大切にすることを培い、子供たちの夢や可能性を拓くため、学力を高めるとともに、新しいことへ挑戦する勇気や粘り強く努力する意志の強さも培うことが大切である。

以上のことから、昨年に引き続き平成 29 年度の基本方針の根幹に豊かな心を育てることを位置づける。

豊かな心を育てるためには、幼児期からの躰や情操の育みの上に、小中学校における自然体験、スポーツ体験、福祉体験、文化体験など多方面にわたる体験の中で、コミュニケーション力を高め、がんばった経験を積み重ねることにより、やればできるという自信と、困難に負けない強い心を育てる。

また、義務教育 9 年間を見据え、新しい学力観に立った授業の充実を図るとともに、自己肯定感につながる人に役立つ活動の習慣化や、確かな学力を育むため、学習習慣の定着を図りたい。更に、『島田市小学校及び中学校のあり方検討委員会』からの提言を受け、夢育・地育の推進や望ましい教育環境確保のための検討を進めなくてはならない。

◆ 基本方針

1) 豊かな心を育てる。

(学校教育課)

- 自然体験、福祉体験、文化体験などとともに、学校、地域、家庭において人に役立つ活動を推進する。また、態度、マナー、言葉遣いなどについても様々な場を通して指導を行う。
- 根気強く努力する経験や困難に立ち向かう場を大切にし、子供の頑張りや伸びをきちんと価値付ける。
- ・児童生徒が、喜びを共有する機会を増やすと共に、互いを尊重し、共に創り出す力を伸ばす。
- ・様々ながんばり体験や成功体験を大切にすることで、キャリア教育を充実する。
- ・地域や和 문화のよさに触れる中で、情緒を味わうとともに、地域愛や相手を思いやる心・自己肯定感を育む。
- ・地域の豊かな教育力を積極的に活用し、児童生徒の体験や学びの機会を増やす。
- ・地域との更なる連携を視野に、地域コーディネーターを参加させるなど、学校評議委員の充実を図る。
- ・子供の確かな把握と声掛けを大切にし、教師と子供の信頼関係を醸成する。
- ・市立図書館との連携を密にし、学校図書館の活性化を図る。
- ・私立幼稚園と新しい連携方法を試み、幼児教育の実情を把握し研修の機会を設ける。

2) 確かな学力を育てる。

- 個に焦点を当てた学習を授業の基本とし、積極的に学ぶ態度を小中学校が連携して形成する。
 - ・ 教師が一人ひとりの子供を確かに把握するとともに、小集団学習などの活用により主体的・対話的な学習により考えを深める。
 - ・ 新しい学力観に立ち、学習問題を明示するとともに授業の振り返りを毎時間実施し、思考力や活用力を伸ばす。
 - ・ 学習の定着を図るために、ノート作りの充実および子供による学習評価を行う。
 - ・ 家庭学習を大切にし、学びの習慣化を図る。
- 3) 特別支援教育の充実を図る。
- 特別支援学級の環境を整え、支援体制をつくるとともに教育センターとの連携を密にする。
 - ・ 教育のユニバーサルデザイン化を推進する。
- 4) 学校給食の充実を図る。 (学校給食課)
- 安全安心な給食の提供とともに、食育の推進を図る。
 - ・ 中部学校給食センターの円滑な運営を図る。
 - ・ 食に関する指導の成果を家庭に広げるとともに、アレルギー食への対応を拡充する。
 - ・ 地元生産者と連携を図りながら、地産地消を推進する。
 - ・ 国が定める基準に基づき、衛生管理を徹底していく。
 - ・ 島田市公共建築物適正化基本方針に沿って、南部学校給食センターの改修を計画的に進める。
- 5) 教育環境を整備する。 (教育総務課)
- 計画的に施設、ICT環境及び教材等の整備を進め、児童・生徒にとって安全で機能的な学習・生活の場を確保する。
 - ・ 島田市公共建築物適正化基本方針に沿って、学校施設に係る劣化度調査を行い、具体的な計画（推進計画）に反映していく。
 - ・ 老朽化による劣化が著しい学校施設については、優先的に劣化状況等の実態を把握し、施設の機能・性能を維持するための改修工事を実施する。
 - ・ 教材、教具及び図書資料の充実を図る。
 - ・ 学校の市事務職員への指導助言を適切に行う。

社会教育

○ 社会教育における基本的な考え

青少年の育成については、豊かな心を育てることを基本とする。そのために、一定のルールに基づいた規則正しい集団行動や集団生活を行う自然体験

活動を通して、協調性・積極性・豊かな人間性を伸ばし、心身ともに健やかでたくましい青少年の育成を目指していく。また、青少年が地域活動に参画し、「させられる」意識から「する」意識へと転換し、人に役立つ活動ができるように働きかけていく。

家庭教育については、子育てを通じて親が自ら学べる場を充実し、子供の社会的自立を促す助言や支援体制も充実する。

生涯学習においては、「しまだ楽習」、「金谷宿大学」の一層の充実を図るため、後継者育成や若者の参加を積極的に図るとともに、各公民館等が行う学習や活動等の充実を図る。

また、市民の自発的な学習意欲に応えられるよう図書館の蔵書・資料の充実を図るとともに、子どもの読書指導やサービスの一層の充実を図る。

◆ 基本方針

- 1) 青少年の育成を推進する。 (社会教育課)
 - 青少年が地域貢献する機会を設け、人に役立つ活動を広げていくことにより社会性を伸ばしていく。
 - ・「しまだガンバ」の継続的、発展的活動の推進を図る。
 - ・ボランティアへの参加者を増やすとともに、青少年リーダーの養成に努める。
 - ・中学校区における健全育成活動について、十分な協議を重ねた上で実践化するとともに、参加率の向上を図る。
 - ・「子ども・若者プラン」を充実させるために、関係機関との連携を充実させる。
 - ・地域力を活用した子どもの学力対策を進める。
- 2) 子供の成長発達に合わせた親の学びの機会を充実させる。
 - 幼児期の教育の大切さを親が学び、実践する力をつけていく。そのためには、親同士のつながりを大切にし、親同士が学びあう状況をつくる。
 - ・長く継続してきた家庭教育学級の課題を洗い出し、その解決に当たる。
 - ・幼児を持つ父母がいつでも相談できる機会を広げる。
 - ・3歳児健診や就学時健診時における親学講座の充実と、関係課との連携を深め幼稚園・保育園の保護者会等での学びの場を広げる。
- 3) 公民館等の活動の推進を図る。
 - 公民館等は、地域文化の交流拠点として、地域住民の学習意欲を高める活動を推進する。
 - ・公民館等で実施する事業や地域主体の自主事業を拡充し、利用者数の増を図る。
 - ・社会教育施設長研修会等を開き、活動の進展を図る。
 - ・市民ひとり一文化を目標に、多くの地区住民が参加できる活動を推進す

る。

- ・地域力を生かすため、コーディネーターの育成とボランティアの積極的な活用を図る。

4) 生涯学習を推進する。

- ・生涯学び続ける姿勢を育てるとともに、「しまだ楽習」、「金谷宿大学」の充実と組織の活性化を図るため、発信力を高める。
- ・公民館活動等における各種事業による地域文化の充実を図る。
- ・関係機関が連携して、次世代育成の場を充実する。

5) 野外活動センター山の家、山村都市交流センターささまの運営状況を常に把握し、その活性化を図る。

6) 図書館活動の推進を図る。 (図書館課)

→ 3図書館ともにレファレンス、文学講座、おはなし会などの活動を通して市民の読書意識を高める。

- ・来館者滞在型の運営を図る。
- ・学校、公民館との連携する中で、読書環境の充実を図る。
- ・図書館ボランティアの養成を伸張し、その活動を図書館、市内小中学校、公民館に拡大する。
- ・市民が関心を持つ講座を企画する。
- ・障害者への対応を充実する。
- ・子ども読書活動推進計画（第3次計画）を推進する。

文化振興

○ 文化振興における基本的な考え

島田市は、帯祭り・川越遺跡・諏訪原城跡に象徴される文化と歴史の交差点である。地域芸能の伝承や文化的な資産を有効に活用し、郷土愛や心の豊かさにつなげていかなければならない。

物に恵まれた消費生活を楽しむ人がいる一方で、消費生活に振り回され生きることが精一杯の人が増えている。このような社会においては、精神的な安らぎや豊かさのため、文化活動の充実が求められる。今後は、市民との協働を重視する中で、文化活動の広がり、文化度の向上を目標として、将来における市民ひとり一文化活動を目指す。

ヒストピア島田として博物館周辺施設を文化と歴史の発信基地として、また、市民の豊かな心を醸成する場として、市民に愛される場としたい。

◆ 基本方針

- 1) 文化事業の推進を図る。 (文化課)
 - ・文化事業については、市民のニーズに応えるべく市民の生の声をすくい上げていくとともに、質の高い事業を幅広く企画する。
 - ・文化協会、各種合唱団等の市民文化活動を支援する。
 - ・地域の文化・伝承活動を支援する。
 - ・多様な年齢層が参加できる文化活動を推進する。
 - ・街角ライブの推進や各種団体との連携や協働により、市民に親しまれる文化活動の充実を図る。
 - ・公民館活動等と連携し、市民文化祭の充実を図る。

- 2) 博物館活動を一層市民に近づけていく。 (文化課)
 - 市民が満足して足を運ぶ博物館や諏訪原城跡にするためにはどうするかを課題として取り組む。
 - ・博物館及び分館は、展示とともに安らぎや憩いの場としても機能させる。
 - ・企画展や講座を魅力あるものとし、市民団体の活用や広報を工夫する。また、数値目標を設定する。
 - ・諏訪原城跡や川越街道は、整備計画に従って整備を進めるとともに、ギャラリートークなどを活用し、魅力を効果的にPRする。
 - ・地域の人々の理解を深める中で、川越遺跡の史跡整備を進める。
 - ・学校や公民館との連携を強化し、地域の歴史や伝統を紹介する出前講座を充実する。
 - ・図書館や生涯学習講座などと連携して、良質な博物館講座を企画する。

スポーツ振興

○ スポーツ振興における基本的な考え (スポーツ振興課)

島田市は、大井川の河川敷をはじめとしたスポーツ施設に恵まれ、日常的にスポーツを親しむ市民は多い。また、大井川マラソンインリバティに象徴されるように、スポーツによる交流人口も多い。競技スポーツにおいては、中・高校生の活躍も目立ち、スポーツ表彰される生徒も多い。

スポーツ施設は、人工芝サッカー場が完成したものの、島田球場の改築、ローズアリーナの空調整備、田代の郷整備事業地の活用、広大な河川敷グラウンドの維持管理が課題となっている。

島田市では、ひとりスポーツを目標に、多くの市民がスポーツに親しみ、健康的に生活することを願っている。

◆ 基本方針

- 1) スポーツの普及・推進を図る。
 - ・ひとりスポーツのため、地区におけるスポーツ活動を支援する。

- ・市内で行われる各競技大会の支援を充実する。
- ・高齢者や障害者に対する支援を充実する。
- ・ニュースポーツの普及に努める。
- ・市町村駅伝の充実を図る。

2) スポーツ施設の充実を図る。

- ・より多くの市民が活用できるように大井川河川敷及び総合スポーツセンターの維持管理に努める。
- ・田代の郷の整備を進める。
- ・島田球場及びローズアリーナの改修を進める。

教育委員会に関する事務の点検・評価について

教育委員会に関する事務の点検・評価の第1次評価について協議します。

次回教育委員会定例会における
協議事項の集約

報 告 事 項

平成 28 年 10 月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
金谷小学校	児童用図書	243冊	500,000円	一般社団法人谷田川 報徳社 (榛葉正信 理事長)
北中学校	生徒用図書	121冊	300,000円	〃
初倉中学校	回転書架(図書室)	1台	210,000円	〃
伊久美小学校	イージーアップテント	1張	153,576円	伊久美小学校PTA (塚本 秀 会長)
計			1,163,576円	

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等について

障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）の規定に基づき、次のとおり、島田市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び島田市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項を定めるので報告します。

島田市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、次に掲げる職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 島田市職員（島田市水道事業職員及び島田市病院事業職員を含む。）
- (2) 島田市教育委員会事務局の職員
- (3) 島田市が設置する教育機関の職員（前号の職員を除く。）

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 前条に掲げる職員（以下「職員」という。）は、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）を障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 不当な差別的取扱いの禁止に際し職員が留意すべき事項は、別に定める。

（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 合理的配慮の提供に際し職員が留意すべき事項は、別に定める。

（管理者の責務）

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（第1条第3号の職員にあっては校長。以下「管理者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、管理する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合、管理する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理者は、障害を理由とする差別の解消に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第5条 職員による障害を理由とする差別に関し、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、行政経営部人事課及び教育部学校教育課並びに市立島田市民病院事務部病院総務課に相談窓口を置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、健康福祉部福祉課に集約し、相談者及び職員のプライバシーに配慮しつつ、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 健康福祉部福祉課は、職員が適切に対応できるようにするため、行政経営部人事課、事務部病院総務課及び教育部学校教育課と連携して、職員からの相談に応じるものとする。

(研修及び啓発)

第6条 市は、障害を理由とする差別の解消を図るため、職員に対し必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的事項について理解させるための研修を実施する。

3 新たに管理者となった者に対しては、法の概要や障害を理由とする差別の解消等に関し、管理者として求められる役割について理解させるための研修を実施する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

島田市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには該当しない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に取り扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して障害を理由として財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

本市においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は次のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、次に記載されている具体的については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- 障害を理由に窓口対応や施設の利用等を拒否すること。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにしたり、対応時間を限定すること。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒むこと。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒むこと。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に来庁の際に付添いの同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず

ならず、付き添い者の同行を拒んだりすること。

- 盲導犬等の同伴を拒否すること。
- 障害を理由に施設への入室を拒否したり、条件を付したりすること。
- 障害があることのみを理由に学校への入学、授業等の受講、実習等の校外教育活動及び式典等への参加を拒むこと。また、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- (1) 障害者の権利に関する条約（平成26年1月22日条約第1号。以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされている範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- (2) 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟な対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に代わり得るものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- (3) 障害者による意思の表明については、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意志

伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられることが想定される。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介護者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- (4) 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状況等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- (5) 事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を求めるよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第6 合理的配慮の具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例として、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(1) 物理的環境への配慮

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をしたり、スロープを渡したりする。
 - エレベーターがない施設の上下階に移動する際、人力で移動を手助けする。
 - 車椅子利用者用などの低床カウンターが無い場合、代替できる場所に案内したり、椅子や稟議板を用意したり、聞き取り用の方法により書類の記入等を手助けする。
 - 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。
 - 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
 - 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
 - 疲労を感じやすい障害者から休憩の申出があった際に、臨時の休憩スペースを設けたりする。
 - 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- (2) 意思疎通の配慮
- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
 - 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
 - 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
 - 受付や駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡すこと。
 - 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
 - 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
 - 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく、午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- (3) ルール・慣行の柔軟な変更
- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。
 - 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
 - スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーンの近い席を確保する。
 - 障害者も利用できる環境を用意する。
 - 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- 学校等施設の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 施設や会場への入館・入場時に正規のゲートを通することが困難な場合、別ルートからの入館・入場を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、付随意的発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室などのスペースを準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- 移動に困難がある障害のある人を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害のある人の希望に応じて、決められた車椅子以外の客席も使用できるようにする。
- 聴こえにくさのある児童生徒等に対し、音質・音量を調整する。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたりする。
- 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。
- 治療のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。
- 発達障害等のある児童生徒等には、その障害の状態に応じた配慮を工夫する。

平成 28 年 10 月分の生徒指導について

平成 28 年 10 月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

平成29年島田市成人式実施概要

- 1 趣 旨 成人になったことを自覚し、これからの人生を自らの力で責任をもち歩んでいく前途ある新成人を祝い、励ますとともに、新成人が一堂に会することにより交流を深め市民意識を高める。
- 2 主 催 島田市・島田市教育委員会
- 3 実施日 平成29年1月8日(日)
- 4 日 程
 - 12時30分～13時20分 受付
 - 13時30分～14時00分 式典 <1部>
 - 14時00分～14時45分 アトラクション<2部>
 - (1) 島田市出身のリオ・オリンピック、パラリンピック出場者から新成人へのメッセージビデオ放映
 - (2) 三味線演奏(晴也(島田市在住高校1年生))
 - 15時00分～15時45分 恩師・友人との交流
- 5 会 場 島田市総合スポーツセンター ローズアリーナ
- 6 対象者 平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた住民基本台帳登録者及び転出者のうち島田市の成人式に参加を希望する人
- 7 対象者数 1,030人(平成28年3月31日現在)

学 区	男	女	計	H28対象者比較
第一中学校区	99	94	193	7
第二中学校区	111	127	238	▲22
六合中学校区	89	68	157	▲2
北中学校区	27	32	59	9
初倉中学校区	71	57	128	27
金谷中学校区	108	103	211	31
川根中学校区	22	22	44	▲10
合 計	527	503	1,030	40

※平成28年出席率(全体) 73.4%

(報告事項)

図書館課

島田市子ども読書活動推進計画(第三次計画)(案)について

島田市子ども読書活動推進計画(第三次計画)(案)について、別紙のとおり報告します。

平成28年度島田市芸術文化奨励賞受賞者について

平成28年度島田市芸術文化奨励賞受賞者について、次のとおり報告します。

平成28年島田市芸術文化奨励賞の推薦があった候補者について、選考委員会の選考を経て、授与が決定しました。

- 1 推薦書提出日 平成28年6月15日
- 2 受賞者の氏名等

	氏名	住所	業績の名称
1	しんばしげと 榛葉樹人 (個人)	東京都江戸川区東葛西	声楽家
2	しんばよしと 榛葉薫人 (個人)	東京都練馬区小竹町	声楽家